

名古屋市予防専門型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 予防専門型通所サービス指定事業者は、法人であるものとし、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業における<u>第1号事業</u>に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱(以下「指定要綱」という。)第2条第1項及び第3条に規定する申請を行うにあたり、次の各号のいずれにも該当してはならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4 <u>予防専門型通所サービス指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスを提供するにあたっては、介護保険法第108条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>第2章 予防専門型通所サービス</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第4条 略</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 予防専門型通所サービス指定事業者は、法人であるものとし、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱(以下「指定要綱」という。)第2条第1項及び第3条に規定する申請を行うにあたり、次の各号のいずれにも該当してはならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(新設)</p> <p>4 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスを提供するにあたっては、介護保険法第108条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>第2章 予防専門型通所サービス</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第4条 略</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p>

第5条 予防専門型通所サービス指定事業者が、予防専門型通所サービスを行う事業所(以下「指定事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第5節までにおいて「予防専門型通所サービス従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 略

(3) 介護職員 予防専門型通所サービスの単位ごとに、当該予防専門型通所サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該予防専門型通所サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該予防専門型通所サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該予防専門型通所サービス指定事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス等基準」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、予防専門型通所サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス等基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における予防専門型通所サービス又は指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 略

2 ～7 略

8 予防専門型通所サービス指定事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、予防専門型通所サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準又は指定地域密着型サービス等基準第20条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第5条 予防専門型通所サービス指定事業者が、予防専門型通所サービスを行う事業所(以下「指定事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第5節までにおいて「予防専門型通所サービス従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 略

(3) 介護職員 予防専門型通所サービスの単位ごとに、当該予防専門型通所サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該予防専門型通所サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該予防専門型通所サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該予防専門型通所サービス指定事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第93条第1項に規定する指定通所介護事業者又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス等基準」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護従業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、予防専門型通所サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護又は指定地域密着型サービス等基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における予防専門型通所サービス又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 略

2 ～7 略

8 予防専門型通所サービス指定事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、予防専門型通所サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで、又は指定地域密着型サービス等基準第20条第1項から第8項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 予防専門型通所サービス指定事業者は、指定事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定事業所の管理上支障がない場合は、当該指定事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第7条 略

2 ～ 4 略

5 予防専門型通所サービス指定事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、予防専門型通所サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居室サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス等基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 略

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、予防専門型通所サービス指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 予防専門型通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 予防専門型通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて

(管理者)

第6条 予防専門型通所サービス指定事業者は、指定事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定事業所の管理上支障がない場合は、当該指定事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第7条 略

2 ～ 4 略

5 予防専門型通所サービス指定事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、予防専門型通所サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居室サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 略

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この項目において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、予防専門型通所サービス指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 予防専門型通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 予防専門型通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて

利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、予防専門型通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第45条において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法。

3 ～ 6 略

(提供拒否の禁止)

第9条 略

(サービス提供困難時の対応)

第10条 略

(受給資格等の確認)

第11条 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格並びに要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間、負担割合を確かめるものとする。

2 略

(要支援認定等の申請に係る援助)

第12条 略

(心身の状況等の把握)

第13条 略

(介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携)

第14条 略

(介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供)

第15条 ～第17条 略

利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、予防専門型通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 ～ 6 略

(提供拒否の禁止)

第9条 略

(サービス提供困難時の対応)

第10条 略

(受給資格等の確認)

第11条 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間、負担割合を確かめるものとする。

2 略

(要支援認定等の申請に係る援助)

第12条 略

(心身の状況等の把握)

第13条 略

(介護予防支援事業者等との連携)

第14条 略

(介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供)

第15条 ～第17条 略

(利用料の受領)

第18条 略

2 略

3 略

4 前項第2号に掲げる経費については、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)の例によるものとする。

5 予防専門型通所サービス指定事業者は、第3項の費用の額に係る予防専門型通所サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該予防専門型通所サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)

第19条 略

(利用者に関する市町村への通知)

第20条 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに予防専門型通所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたとき又は要介護状態になったとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第21条 略

(管理者の責務)

第22条 略

(運営規程)

第23条 予防専門型通所サービス指定事業者は、指定事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(利用料の受領)

第18条 略

2 略

3 略

(新設)

4 予防専門型通所サービス指定事業者は、第3項の費用の額に係る予防専門型通所サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該予防専門型通所サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)

第19条 略

(利用者に関する市町村への通知)

第20条 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに予防専門型通所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたとき又は要介護状態になったとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第21条 略

(管理者の責務)

第22条 略

(運営規程)

第23条 予防専門型通所サービス指定事業者は、指定事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 予防専門型通所サービスの利用定員
- (5) 予防専門型通所サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第24条 略

2 略

3 予防専門型通所サービス指定事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 略

(業務継続計画の策定等)

第24条の2 予防専門型通所サービス指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 予防専門型通所サービス指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第25条 略

(非常災害対策)

第26条 略

- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 予防専門型通所サービスの利用定員
- (5) 予防専門型通所サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第24条 略

2 略

3 予防専門型通所サービス指定事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 略

(業務継続計画の策定等)

第24条の2 予防専門型通所サービス指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

(1) 予防専門型通所サービス指定事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

(2) 予防専門型通所サービス指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第25条 略

(非常災害対策)

第26条 略

(衛生管理等)

第 27 条 予防専門型通所サービス指定事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、当該指定事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第 28 条 予防専門型通所サービス指定事業者は、指定事業所の見やすい場所に、第 23 条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者の予防専門型通所サービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 予防専門型通所サービス指定事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第 29 条 略

第 30 条 ～第 32 条 略

(地域との連携等)

第 33 条 略

2 略

3 予防専門型通所サービス指定事業者は、指定事業所の所在する建物と同一の建

(衛生管理等)

第 27 条 予防専門型通所サービス指定事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、当該指定事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 予防専門型通所サービス指定事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第 28 条 予防専門型通所サービス指定事業者は、指定事業所の見やすい場所に、第 23 条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者の予防専門型通所サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。

(新設)

(秘密保持等)

第 29 条 略

第 30 条 ～第 32 条 略

(地域との連携等)

第 33 条 略

2 略

3 予防専門型通所サービス指定事業者は、事業所と同一の建物に居住する利用者

物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第34条 略

(虐待の防止)

第34条の2 予防専門型通所サービス指定事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第35条 略

(記録の整備)

第36条 略

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、利用者に対する予防専門型通所サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号に掲げる記録については5年間)保存しなければならない。

- (1) 予防専門型通所サービス計画
- (2) 第17条第2項の規定による提供した具体的な予防専門型通所サービスの内容等の記録
- (3) 第40条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その他の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 第20条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第34条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第34条 略

(虐待の防止)

第34条の2 予防専門型通所サービス指定事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第35条 略

(記録の整備)

第36条 略

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、利用者に対する予防専門型通所サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号に掲げる記録については5年間)保存しなければならない。

- (1) 予防専門型通所サービス計画
- (2) 第17条第2項に規定する提供した具体的な予防専門型通所サービスの内容等の記録
- (新設)
(3) 第20条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(電磁的記録等)

※第 45 条へ移動

(食料及び飲料水の備蓄)

第 37 条 略

(暴力団の排除)

第 38 条 略

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(予防専門型通所サービスの基本取扱方針)

第 39 条 略

(予防専門型通所サービスの具体的取扱方針)

第 40 条 予防専門型通所サービスの方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) 略

(8) 予防専門型通所サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) 予防専門型通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって予防専門型通所サービスの提供を行うものとする。

(11) 指定事業所の管理者は、予防専門型通所サービス計画に基づく予防専門型通

第 36 条の 2 予防専門型通所サービス指定事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(この項において「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(食料及び飲料水の備蓄)

第 37 条 略

(暴力団の排除)

第 38 条 略

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(予防専門型通所サービスの基本取扱方針)

第 39 条 略

(予防専門型通所サービスの具体的取扱方針)

第 40 条 予防専門型通所サービスの方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) 略

(新設)

(新設)

(8) 予防専門型通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって予防専門型通所サービスの提供を行うものとする。

(9) 指定事業所の管理者は、予防専門型通所サービス計画に基づく予防専門型通

所サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該予防専門型通所サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する予防専門型通所サービスの提供状況等について、当該予防専門型通所サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該予防専門型通所サービス計画に記載した予防専門型通所サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該予防専門型通所サービス計画の実施状況の把握(以下この項目において「モニタリング」という。)を行うものとする。

- (12) 指定事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該予防専門型通所サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (13) 指定事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて予防専門型通所サービス計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する予防専門型通所サービス計画の変更について準用する。

(予防専門型通所サービスの提供に当たっての留意点)

第41条 予防専門型通所サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。)において把握された課題、予防専門型通所サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な予防専門型通所サービスの提供に努めること。
- (2) 略
- (3) 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴う予防専門型通所サービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第42条 略

- 2 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供にあたり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供にあたり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、

所サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該予防専門型通所サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する予防専門型通所サービスの提供状況等について、当該予防専門型通所サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該予防専門型通所サービス計画に記載した予防専門型通所サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該予防専門型通所サービス計画の実施状況の把握(以下この項目において「モニタリング」という。)を行うものとする。

- (10) 指定事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該予防専門型通所サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (11) 指定事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて予防専門型通所サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する予防専門型通所サービス計画の変更について準用する。

(予防専門型通所サービスの提供に当たっての留意点)

第41条 予防専門型通所サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。)において把握された課題、予防専門型通所サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な予防専門型通所サービスの提供に努めること。
- (2) 略
- (3) 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴う予防専門型通所サービスの提供は行わないとともに、次項に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第42条 略

(新設)

(新設)

無理のない適度な予防専門型通所サービスの内容とするよう努めなければならない。

4 予防専門型通所サービス指定事業者は、予防専門型通所サービスの提供を行っているときにおいても、利用者からの体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第6節 共生型サービスに関する基準

(共生型予防専門型通所サービスの基準)

第43条 略

(準用)

第44条 第4条、第6条、第7条第4項、第4節及び前節並びに次節の規定は、共生型予防専門型通所サービスの事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「従業者」とあるのは「共生型予防専門型通所サービスの提供に当たる従業者(以下「共生型予防専門型通所サービス従業者」という。)」と、第21条及び第28条中「従業者」とあるのは「共生型予防専門型通所サービス従業者」と、第7条第4項中「前項ただし書の場合(予防専門型通所サービス指定事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に予防専門型通所サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型予防専門型通所サービス指定事業者が共生型予防専門型通所サービス事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型予防専門型通所サービス以外のサービスを提供する場合」と読み替えるものとする。

第7節 雑則

(電磁的記録等)

第45条 予防専門型通所サービス指定事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが想定されている又はもの(第11条及び次項に規定するものを除く)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 予防専門型通所サービス指定事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(この項において「交付等」という。)のうち、書面で行うこ

(新設)

第6節 共生型サービスに関する基準

(共生型予防専門型通所サービスの基準)

第43条 略

(準用)

第44条 第4条、第6条、第7条第4項及び第4節並びに前節の規定は、共生型予防専門型通所サービスの事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「従業者」とあるのは「共生型予防専門型通所サービスの提供に当たる従業者(以下「共生型予防専門型通所サービス従業者」という。)」と、第21条及び第28条中「従業者」とあるのは「共生型予防専門型通所サービス従業者」と、第7条第4項中「前項ただし書の場合(予防専門型通所サービス指定事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に予防専門型通所サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型予防専門型通所サービス指定事業者が共生型予防専門型通所サービス事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型予防専門型通所サービス以外のサービスを提供する場合」と読み替えるものとする。

※第36条の2から移動

とが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要領の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 24 条第 3 項、第 24 条の 2、第 27 条第 3 項及び第 34 条の 2 の規定の施行については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要領の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 24 条第 3 項、第 24 条の 2、第 27 条第 3 項及び第 34 条の 2 の規定の施行については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(施行期日)

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要領による改正後の名古屋市予防専門型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領(以下「新要領」という。)の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、新要領第 28 条第 3 項の規定については適用しない。